3　管財人　株式会社企業再生支援機構
　同　　片山　英二
4　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成22年３月19日まで
6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成22年５月10日から平成22年５月24日まで
7　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成22年５月31日まで
8　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成22年６月30日まで
東京地方裁判所民事第８部

更生手続における監督命令

平成２２年（ミ）第４号
宮城県大崎市岩出山下野目字寒気原１番地１号
開始前会社　ジャパンサイクル株式会社
1　主文　開始前会社につき、監督委員による監督を命ずる。
2　次に掲げる者を監督委員に選任する。
　東京都千代田区麹町３丁目７番８号麹町山口ビル３階　弁護士　香川　明久
3　開始前会社が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。
⑴　開始前会社が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く。）
⑵　開始前会社の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（開始前会社による取立てを除く。）
⑶　財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。）
⑷　貸付け
⑸　借財（手形割引を含む。）及び保証
⑹　訴えの提起及び保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
⑺　和解又は仲裁合意（仲裁法（平成15年法律第138号）２条１項に規定する仲裁合意をいう。）
⑻　債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄
⑼　開始前会社の事業の維持更生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
⑽　開始前会社名義の預金口座からの出金及び送金
⑾　法令に基づく許認可、登録、認定及び指定に関する変更、廃止及び中止の申請又は届出その他一切の処分
⑿　廃棄物受入の拒否及び停止の指示並びにこれらにつながる一切の措置
⒀　開始前会社が締結している契約の解除又は解約
⒁　50万円を超える債務（常務に属する取引によって生ずるものを除く。）の弁済
平成22年１月20日
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２１年（再）第２号
盛岡市肴町９番18号
再生債務者　株式会社亀半呉服店
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年２月15日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年３月15日から平成22年３月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（再）第１号
和歌山市真砂丁１丁目１番地
再生債務者　株式会社ゴトウ本店
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年２月26日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年４月19日から平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第８号
兵庫県芦屋市打出小槌町６番９―301号
再生債務者　松尾　和彦
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年２月19日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年３月19日から平成22年４月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２０年（再）第８２号
大阪府八尾市弓削町南１丁目13番６号
再生債務者　株式会社タヤ製作所
1　決議に付する再生計画案　平成22年１月14日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成22年３月３日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成22年１月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第８号
大阪府泉大津市夕凪町１番２
再生債務者　株式会社ＧＮＮ
1　決議に付する計画案　平成22年１月14日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成22年３月２日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成22年２月25日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成22年２月16日
平成22年１月18日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２１年（再）第１６号
札幌市南区北ノ沢２丁目１番１号
再生債務者　元田　則男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年１月18日までに書面投票により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成22年１月19日
札幌地方裁判所民事第４部

再生手続終結

平成１８年（再）第１号
宮城県大崎市三本木蟻ケ袋字北川原上３番地の３
再生債務者　株式会社興建ハウジング
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定確定後３年を経過
平成22年１月19日　仙台地方裁判所古川支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２１年（再イ）第４０号
北海道滝川市明神町３丁目３番20号　グランビューⅡ103号室
再生債務者　尾鼻　淳司
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年２月８日まで
4　一般異議申述期間　平成22年２月22日から平成22年３月４日まで
札幌地方裁判所滝川支部再生係

平成２２年（再イ）第１号
北海道赤平市字豊里35番地
再生債務者　小笠原勇気
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年２月８日まで
4　一般異議申述期間　平成22年２月22日から平成22年３月４日まで
札幌地方裁判所滝川支部再生係

平成２１年（再イ）第２０１号
埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷39番地１　ラヴィドール鶴ヶ島506号
再生債務者　鈴木　　透
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年２月８日まで
4　一般異議申述期間　平成22年２月22日から平成22年３月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（再イ）第２号
埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡４丁目18番１―1101号
再生債務者　齋藤　喜裕
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年２月８日まで
4　一般異議申述期間　平成22年２月22日から平成22年３月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部